官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（二八五）　二
○防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部を改正する政令（二八六）　二
〔法規的告示〕
○持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産一一八七）　二
○持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一一八八）　六
〔その他告示〕
○文化財を登録有形文化財に登録する件（文部科学六三）　二
○文化財保護法第五十九条第三項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同六四）　六
○文化財保護法第五十九条第二項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同六五）　七
○登録有形文化財の登録を抹消する件（同六六）　七
○特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁五）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通七八九、七九〇）　八
○信号符字を点附した件（同七九一）　八
○信号符字を取り消した件（同七九二）　八
○船舶国籍証書を無効とした件（同七九三）　八
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同七九四）　八
○道路に関する件（関東地方整備局一七四、一七五）　八
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件（同一七六、一七七）　八
○都市計画に関する件（近畿地方整備局八八）　九
〔国会事項〕
宮内庁　復興庁　法務省　最高裁判所　九
〔人事異動〕
官庁　一〇
〔叙位・叙勲〕
一〇
〔皇室事項〕
一〇
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一〇
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　一一
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一一
直轄災害復旧事業の完了公告（農林水産省）　一二
〔公　告〕
諸事項　一二
官庁　一二
絹土地改良区役員の退任及び就任、分限処分通知書関係　一二
裁判所　一三
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第二百八十五号）（こども家庭庁）

1　児童相談所設置市の指定

尼崎市を児童相談所設置市に指定する。（第四十五条の二関係）

2　施行期日等

(1)　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二項及び第三項関係）

◇防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二百八十六号）（防衛省）

1　防衛省の職員の育児時間の請求に係る申出を一般職に属する国家公務員について定められているところの例によることとする。（第一条関係）

2　この政令は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十九号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。（附則関係）

政　令

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百八十五号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「豊中市」の下に「、尼崎市」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

2　都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の都道府県の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為のうちこの政令の施行の際現に効力を有するもの又はこの政令の施行の際現に都道府県知事等に対してされている申請、届出その他の行為であって、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第四十一条の規定により、この政令の施行後、尼崎市が処理することとなる事務に係るものは、この政令の施行後は、尼崎市長若しくは尼崎市が設置する児童相談所の所長その他の尼崎市の機関（以下「尼崎市長等」という。）の行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は尼崎市長等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この政令の施行前に児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（これらに基づく命令を含む。）の規定により都道府県知事等に対して報告その他の手続をしなければならない事項であって、この政令の施行前に当該手続がされていないもののうち、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第四十一条の規定により、この政令の施行後、尼崎市が処理することとなる事務に係るものについては、この政令の施行後は、これを、尼崎市長等に対して当該手続がされていないものとみなして、これらの法令の規定を適用する。

内閣総理大臣　石破　茂

防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百八十六号

防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において読み替えて準用する同法第二十六条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の育児休業等に関する政令（平成四年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第三項」を「第二十六条第六項」に改め、「第二十六条第一項」の下に「から第三項まで」を加える。

附　則

この政令は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

防衛大臣　中谷　元

内閣総理大臣　石破　茂

法規的告示

○農林水産省告示第千百八十七号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の日本農林規格（令和二年農林水産省告示第五百九号）（ＪＡＳ　〇〇一三）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年九月五日から施行する。

令和七年八月六日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千百八十八号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術的基準（令和二年農林水産省告示第五百十二号）の一部を次のように改正し、令和七年九月五日から施行する。

令和七年八月六日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○文部科学省告示第六十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、令和七年八月六日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年八月六日

文部科学大臣　阿部　俊子

名　称	構造及び形式	所在地
中舘家住宅主屋	木造平屋一部二階建、鉄板葺、建築面積一五四平方メートル	青森県弘前市大字北新寺町五
ＪＲ田沢湖線小岩井駅本屋	木造平屋建、鉄板葺、建築面積八七平方メートル	岩手県滝沢市大釜風林四八―三
日本聖公会土浦聖バルナバ教会礼拝堂	鉄筋コンクリート造平屋建、瓦葺一部銅板葺、建築面積一七五平方メートル	茨城県土浦市中央一丁目六―イ―一
江原本家上毛倉庫一号棟	鉄筋コンクリート造平屋建、瓦葺、建築面積三三一平方メートル	群馬県前橋市表町二丁目二五―二
江原本家上毛倉庫二号棟	煉瓦造二階建、瓦葺、建築面積三三五平方メートル	群馬県前橋市表町二丁目二五―二
江原本家上毛倉庫三号棟	煉瓦造二階建、瓦葺、建築面積三〇〇平方メートル	群馬県前橋市表町二丁目二五―二
江原本家上毛倉庫七号棟	鉄筋コンクリート造平屋建、瓦葺、建築面積四六三平方メートル	群馬県前橋市表町二丁目二五―二
旧相川家住宅旧店舗	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積四四平方メートル	群馬県伊勢崎市三光町六―一一
旧相川家住宅主屋	木造平屋建、鉄板葺一部瓦葺、建築面積一〇〇平方メートル	群馬県伊勢崎市三光町六―一一

旧相川家住宅土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積五四平方メートル	群馬県伊勢崎市三光町六―一一
旧相川家住宅稲荷社	土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積五・一平方メートル	群馬県伊勢崎市三光町六―一一
旧相川家住宅表門及び塀	表門　木造、瓦葺、間口二・四メートル　塀　木造、瓦葺、総延長一四メートル	群馬県伊勢崎市三光町六―一一
旧相川家住宅裏門及び塀	裏門　木造、瓦葺、間口二・一メートル　塀　木造、瓦葺、総延長二五メートル	群馬県伊勢崎市三光町六―一七
旧山崎家住宅（油長）内蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二四平方メートル	埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目四六六三―六
千葉県立美術館展示棟	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造地上二階地下一階建、鉄板葺、建築面積五、〇三二平方メートル	千葉県千葉市中央区中央港一丁目一〇四
新潮社本館	鉄筋コンクリート造地上四階地下一階建、建築面積七九一平方メートル	東京都新宿区矢来町七一―一〇他
新潮社倉庫	鉄筋コンクリート造五階建、建築面積四七一平方メートル、外階段及びスロープ付	東京都新宿区矢来町七一―八他
池田家住宅主屋	木造二階建、瓦葺一部銅板葺、建築面積一四四平方メートル	東京都文京区目白台三丁目三二
東京カテドラル聖マリア大聖堂	鉄筋コンクリート造地上二階地下一階建、建築面積二、五五四平方メートル	東京都文京区関口三丁目一九―一
東京カテドラル鐘塔	鉄筋コンクリート造、高さ六二メートル、建築面積一二平方メートル	東京都文京区関口三丁目一九―一
駒澤大学旧図書館（禅文化歴史博物館・耕雲館）	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上二階地下一階建、建築面積五四四平方メートル	東京都世田谷区駒沢一丁目三四〇三―一
旧松野家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺一部鉄板葺、建築面積一五五平方メートル	神奈川県横浜市磯子区滝頭三丁目一八〇
旧松野家住宅表門及び塀	表門　木造、瓦葺、間口二・〇メートル　塀　木造、瓦葺、総延長二三メートル	神奈川県横浜市磯子区滝頭三丁目一八〇―一
幸保家住宅店舗兼主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積四二平方メートル	神奈川県横須賀市東浦賀二丁目一二―九
幸保家住宅石蔵	木骨石造二階建、瓦葺、建築面積一七平方メートル	神奈川県横須賀市東浦賀二丁目一二―九
旧山川家住宅主屋	木造二階一部平屋建、瓦葺、建築面積一〇九平方メートル	神奈川県中郡二宮町二宮字西向浜九七―六七
榎並家住宅主屋	木造平屋建、茅葺、建築面積二四六平方メートル	新潟県新潟市江南区砂岡二丁目三八〇八

榎並家住宅小屋	木造一部コンクリートブロック造平屋建、瓦葺、建築面積八〇平方メートル	新潟県新潟市江南区砂岡二丁目三八〇八
笹口家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積四四八平方メートル	新潟県新潟市西蒲区松野尾字宮林三二四四他
笹祝酒造事務所棟	木造二階建、瓦葺、建築面積二八五平方メートル	新潟県新潟市西蒲区松野尾字宮林三二四六他
笹祝酒造煉瓦煙突	煉瓦造、高さ一二メートル	新潟県新潟市西蒲区松野尾字宮林三二四六
常敬寺本堂	木造平屋建、銅板葺、建築面積三〇八平方メートル	新潟県上越市寺町二丁目一一七―一
常敬寺鐘楼	木造平屋建、銅板葺、建築面積一四平方メートル	新潟県上越市寺町二丁目一一七―一
常敬寺山門	木造、瓦葺、間口三・三メートル	新潟県上越市寺町二丁目一一七―一
吉村家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二五九平方メートル	富山県富山市金屋一四二〇
若鶴酒造大正蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積七五四平方メートル	富山県砺波市三郎丸字川田島一八八―一他
若鶴酒造昭和蔵松庫	鉄筋コンクリート造二階建、建築面積六九二平方メートル、塔屋付	富山県砺波市三郎丸字六反島四〇一―二他
三郎丸蒸留所	木造二階建、瓦葺、建築面積八〇三平方メートル	富山県砺波市三郎丸字川田島一八八―一他
マタイチ醤油醸造場店舗兼主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一八八平方メートル	福井県越前市南二丁目二二
酒井家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二九七平方メートル	福井県坂井市丸岡町楽間一二字楽金三他
酒井家住宅洋館	鉄筋コンクリート造二階建、建築面積三四平方メートル	福井県坂井市丸岡町楽間一二字楽金三他
酒井家住宅新座敷	木造平屋建、瓦葺、建築面積一一六平方メートル	福井県坂井市丸岡町楽間一二字楽金四他
酒井家住宅家財蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積六一平方メートル	福井県坂井市丸岡町楽間一二字楽金三他
酒井家住宅北土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積七九平方メートル	福井県坂井市丸岡町楽間一二字楽金三他
酒井家住宅西土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二八平方メートル	福井県坂井市丸岡町楽間一二字楽金三他
酒井家住宅正門及び西塀	正門　木造、瓦葺、間口二・八メートル　西塀　木造、瓦葺、総延長二九メートル	福井県坂井市丸岡町楽間一二字楽金三他
酒井家住宅南門及び南塀	南門　木造、瓦葺、間口一・九メートル　南塀　木造、瓦葺、総延長一二メートル	福井県坂井市丸岡町楽間一二字楽金三他

酒井家住宅通用門及び南西塀	通用門　鉄筋コンクリート造、間口一・五メートル　南西塀　鉄筋コンクリート造、総延長二七メートル	福井県坂井市丸岡町楽間一二字楽金三他
光林寺本堂	木造平屋建、銅板葺、建築面積三一二平方メートル	長野県長野市篠ノ井小松原字境内二三二九
善敬寺本堂	木造平屋建、銅板葺、建築面積六二一平方メートル	長野県長野市吉田三丁目九六八
東福寺檀信徒会館（旧滝沢家住宅主屋）	木造平屋建、茅葺（鉄板仮葺）、建築面積一九〇平方メートル	長野県上田市上塩尻字北側一一―一
南向発電所本館	鉄筋コンクリート造平屋建、建築面積九七六平方メートル	長野県上伊那郡中川村葛島九三三―二
米山家住宅主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積二一五平方メートル	長野県上伊那郡中川村片桐四一三四
旧繭繭家住宅（古民家あいせき）店舗兼主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一〇八平方メートル	岐阜県関市本町七丁目一三他
旧繭繭家住宅（古民家あいせき）茶室	木造平屋建、瓦葺、銅板葺、建築面積三二平方メートル	岐阜県関市本町七丁目一三他
旧繭繭家住宅（古民家あいせき）井戸	石造、面積〇・八平方メートル	岐阜県関市本町七丁目一三
昇平楼客殿	木造平屋建、瓦葺、建築面積八一平方メートル	岐阜県本巣市政田字五ノ坪一三七
小梳神社本殿	鉄筋コンクリート造平屋建、銅板葺、建築面積二〇平方メートル	静岡県静岡市葵区紺屋町七―一三
小梳神社拝殿及び幣殿	鉄筋コンクリート造平屋建、銅板葺、建築面積一四七平方メートル	静岡県静岡市葵区紺屋町七―一三
浮月楼明輝館	木造二階建、瓦葺、建築面積四八二平方メートル	静岡県静岡市葵区紺屋町一一―一
普門寺本堂	木造平屋建、銅板葺、建築面積一一二平方メートル	愛知県豊橋市雲谷町字ナベ山下七
普門寺大師堂	木造平屋建、銅板葺、建築面積三六平方メートル	愛知県豊橋市雲谷町字ナベ山下七
普門寺弁天堂（旧龍神宮）	木造平屋建、こけら葺、建築面積〇・九平方メートル	愛知県豊橋市雲谷町字ナベ山下七
普門寺十王堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積一七平方メートル	愛知県豊橋市雲谷町字ナベ山下七
普門寺鐘楼門	木造二階建、銅板葺、建築面積一五平方メートル	愛知県豊橋市雲谷町字ナベ山下七
普門寺仁王門	木造平屋建、銅板葺、建築面積二三平方メートル	愛知県豊橋市雲谷町字ナベ山下七

創垂館	木造平屋建、瓦葺、建築面積一六六平方メートル	愛知県小牧市堀の内一丁目二
神楽酒造酒蔵兼釜場	土蔵造二階一部平屋建、瓦葺、建築面積五五七平方メートル、煙突付	三重県四日市市室山町三二六
神楽酒造西酒蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積四〇六平方メートル	三重県四日市市室山町三二六
大村神社本殿	木造平屋建、檜皮葺、建築面積二二平方メートル	三重県伊賀市阿保一五五
坂田家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一二九平方メートル	滋賀県大津市小野字村ノ内一一四四―一
赤田家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一七一平方メートル	滋賀県長浜市太田町一三三
赤田家住宅離れ座敷	木造二階建、瓦葺、建築面積五九平方メートル	滋賀県長浜市太田町一三三
赤田家住宅土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二六平方メートル	滋賀県長浜市太田町一三三
赤田家住宅物置	木造平屋建、瓦葺、建築面積一六平方メートル	滋賀県長浜市太田町一三三
赤田家住宅正門	木造、茅葺、間口二・三メートル、袖塀付	滋賀県長浜市太田町字中屋敷一三三―一
京都府立堂本印象美術館本館	鉄筋コンクリート造地上三階地下一階建、建築面積五六五平方メートル	京都府京都市北区平野上柳町二六―三他
京都府立堂本印象美術館山のアトリエ	木造平屋建、瓦葺、建築面積三九平方メートル	京都府京都市北区平野上柳町二六―二
興正寺御影堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積一、一二三平方メートル	京都府京都市下京区醒ケ井通北小路下る花園町六九
興正寺阿弥陀堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積三九九平方メートル	京都府京都市下京区醒ケ井通北小路下る花園町六九
興正寺高廊下	木造平屋建、瓦葺、建築面積四二平方メートル	京都府京都市下京区醒ケ井通北小路下る花園町六九
興正寺経蔵	木造平屋建、瓦葺、建築面積四三平方メートル、輪蔵付	京都府京都市下京区醒ケ井通北小路下る花園町六九
興正寺鐘楼	木造平屋建、瓦葺、建築面積一六平方メートル	京都府京都市下京区醒ケ井通北小路下る花園町六九他
興正寺手水屋形	木造、瓦葺、面積七・八平方メートル、手水鉢付	京都府京都市下京区醒ケ井通北小路下る花園町六九他

興正寺三門	木造二階建、瓦葺、建築面積五〇平方メートル	京都府京都市下京区醒ケ井通北小路下る花園町六九他
興正寺阿弥陀堂門	木造平屋建、瓦葺、間口四・五メートル、袖塀付	京都府京都市下京区醒ケ井通北小路下る花園町六九他
興正寺東面北側築地塀	土塀、瓦葺、延長二四メートル	京都府京都市下京区醒ケ井通北小路下る花園町六九他
興正寺東面南側築地塀	土塀、瓦葺、延長四五メートル	京都府京都市下京区醒ケ井通北小路下る花園町六九他
旧福知山信用金庫本店	鉄筋コンクリート造二階建、建築面積二一二平方メートル	京都府福知山市字中ノ二一
旧子安家住宅主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積八九平方メートル	京都府亀岡市本町五一
光聖寺山門	木造、金属板（チタン）葺、間口二・五メートル、総延長一〇メートル、袖塀付	大阪府大阪市天王寺区生玉寺町三―四
中條家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一五七平方メートル	大阪府大阪市旭区赤川四丁目一四五五他
日本基督教団南大阪教会塔	鉄筋コンクリート造三階建、建築面積一一平方メートル、塔屋付	大阪府大阪市阿倍野区阪南町一丁目三〇―二
旧田中家住宅別邸主屋	木造二階建、瓦葺一部銅板葺、建築面積七四平方メートル	兵庫県姫路市西新町字カントウシ一二五―四
旧田中家住宅別邸門及び塀	門　木造、瓦葺、間口一・五メートル、左右袖塀付　塀　木造、瓦葺、総延長一二メートル	兵庫県姫路市西新町字カントウシ一二五―四他
旧岩本家住宅茶室（大手前大学茶室竹立庵）	木造平屋建、瓦葺一部銅板葺、建築面積三五平方メートル	兵庫県西宮市郷免町一―一
金剛峯寺六角経蔵	鉄筋コンクリート造二階建、銅板葺、建築面積二一平方メートル	和歌山県伊都郡高野町大字高野山一五二―一
金剛峯寺鐘楼	鉄筋コンクリート造、銅板葺、面積三〇平方メートル	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字本中院谷一五二―一
金剛峯寺浄水所	鉄筋コンクリート造、銅板葺、面積三四平方メートル	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字本中院谷一五二―一
旧万忠金物店店舗	木造三階建、鉄板葺、建築面積八三平方メートル	和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字道町七七一
興国寺法堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積一九四平方メートル	和歌山県日高郡由良町大字門前字三光坪八〇一―七

興国寺坐禅堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積七八平方メートル	和歌山県日高郡由良町大字門前字三光坪八〇一―七
興国寺開山堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積一七平方メートル	和歌山県日高郡由良町大字門前字三光坪八〇一―七
興国寺方丈	木造平屋建、瓦葺、建築面積二七二平方メートル	和歌山県日高郡由良町大字門前字三光坪八〇一―七
興国寺大門	木造、瓦葺、間口三・九メートル	和歌山県日高郡由良町大字門前字三光坪八〇一―七
後藤家住宅離れ（長楽軒）	木造平屋建、瓦葺、建築面積一一〇平方メートル	鳥取県米子市内町一五三他
瀬崎家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一四二平方メートル	岡山県倉敷市真備町服部字辻堂九一四―一他
瀬崎家住宅松籟亭	木造平屋建、瓦葺、建築面積五九平方メートル	岡山県倉敷市真備町服部字辻堂九一四―一他
瀬崎家住宅如是庵	木造平屋建、茅葺、建築面積二二平方メートル	岡山県倉敷市真備町服部字辻堂九一四―一他
瀬崎家住宅北蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積五一平方メートル	岡山県倉敷市真備町服部字辻堂九一四―一他
瀬崎家住宅南蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積六九平方メートル	岡山県倉敷市真備町服部字辻堂九一四―一他
瀬崎家住宅表門	木造、瓦葺、間口一・九メートル	岡山県倉敷市真備町服部字辻堂九一四―一他
瀬崎家住宅中門及び塀	中門　木造、瓦葺、間口一・三メートル、袖塀付　塀　木造、瓦葺、総延長八・五メートル	岡山県倉敷市真備町服部字辻堂九一四―一他
イシネ事務機社屋（旧尾道警察署庁舎）	木造二階建、瓦葺、建築面積二四八平方メートル	広島県尾道市古浜町二七―一四三
後藤鉱泉所店舗兼工場	木造二階一部平屋建、瓦葺一部鉄板葺、建築面積三二一平方メートル	広島県尾道市向島町字則永七五五―二他
貞光劇場	木造平屋一部二階建、銅板葺、建築面積四三〇平方メートル	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字宮下六八―一他
香川県立善通寺第一高等学校（旧私立善通寺高等女学校）旧正門	煉瓦造、間口四・〇メートル、左右脇門付	香川県善通寺市文京町一丁目一三九一
明専寺鐘楼門	木造二階建、瓦葺、建築面積八・三平方メートル	愛媛県今治市大西町脇甲一二七七

明専寺石垣	石造、総延長八三メートル	愛媛県今治市大西町脇甲一二七七
水田天満宮楼門	木造二階建、瓦葺、建築面積二四平方メートル	福岡県筑後市大字水田字上町六四―一
水田天満宮東門	木造、瓦葺、間口二・七メートル	福岡県筑後市大字水田字上町六四―一
水田天満宮西門	木造、瓦葺、間口三・一メートル、袖塀付	福岡県筑後市大字水田字上町六四―一
森田家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二一〇平方メートル	福岡県大川市大字小保字中ノ船津一七九―一他
森田家住宅仏間棟	木造平屋建、瓦葺、建築面積五〇平方メートル	福岡県大川市大字小保字中ノ船津一七九―一他
森田家住宅表門及び北塀	表門　木造、瓦葺、間口二・〇メートル　北塀　煉瓦造、瓦葺、総延長一四メートル	福岡県大川市大字小保字中ノ船津一八〇
森田家住宅裏門及び南塀	裏門　木造、煉瓦造、間口一・〇メートル　南塀　煉瓦造、総延長九・〇メートル	福岡県大川市大字小保字中ノ船津一八〇
弓張岳展望所	鉄筋コンクリート造、銅板葺、面積六九平方メートル、基壇付	長崎県佐世保市矢岳町
紫藤家住宅主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積二八〇平方メートル	熊本県熊本市中央区水道町三―三二
紫藤家住宅内蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二八平方メートル	熊本県熊本市中央区水道町三―三二
吉村家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積三〇六平方メートル	熊本県熊本市南区川尻四丁目六六三
吉村家住宅座敷蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積三〇平方メートル	熊本県熊本市南区川尻四丁目六六三
吉村家住宅道具蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積四九平方メートル	熊本県熊本市南区川尻四丁目六六三
吉村家住宅西門及び南塀	西門　木造、瓦葺、間口一・七メートル、袖塀付　南塀　木造、瓦葺、総延長一五メートル	熊本県熊本市南区川尻四丁目六六〇―一他
吉村家住宅東門及び東塀	東門　木造、瓦葺、間口一・四メートル、袖塀付　東塀　木造、瓦葺、総延長一三メートル	熊本県熊本市南区川尻四丁目六六〇―一
吉村家住宅西塀	鉄筋コンクリート造、瓦葺、延長一二メートル	熊本県熊本市南区川尻四丁目六六三―二
沈壽官家茶室鶴壽軒	木造平屋建、鉄板葺、建築面積四〇平方メートル	鹿児島県日置市東市来町美山字藤之尾一七一五

○文部科学省告示第六十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第三項の規定に基づき、令和七年八月六日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年八月六日

文部科学大臣　阿部　俊子

名称	関係告示	所在地
鈴木家住宅納屋	平成二十五年文部科学省告示第百六十一号	三重県松阪市六呂木町八五二
霜野家住宅（土塔庵）旧主屋	平成二十二年文部科学省告示第百四十四号	大阪府堺市中区土塔町二二〇九
霜野家住宅（土塔庵）内土蔵	平成二十二年文部科学省告示第百四十四号	大阪府堺市中区土塔町二二〇九
霜野家住宅（土塔庵）二階土蔵	平成二十二年文部科学省告示第百四十四号	大阪府堺市中区土塔町二二〇九
霜野家住宅（土塔庵）納屋	平成二十二年文部科学省告示第百四十四号	大阪府堺市中区土塔町二二〇九
霜野家住宅（土塔庵）門長屋	平成二十二年文部科学省告示第百四十四号	大阪府堺市中区土塔町二二〇九
大賀家住宅土蔵	平成十四年文部科学省告示第百五十四号	岡山県岡山市北区今保七五五
ジョーキュウ醤油納戸蔵	平成二十七年文部科学省告示第五十八号	福岡県福岡市中央区大名一―三三〇―一

○文部科学省告示第六十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、令和七年八月六日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年八月六日

文部科学大臣　阿部　俊子

名称	関係告示	所在地
三井家住宅主屋	平成二十七年文部科学省告示第百八十一号	愛知県知多郡武豊町字上ケ二
三井家住宅奥座敷	平成二十七年文部科学省告示第百八十一号	愛知県知多郡武豊町字上ケ二
三井家住宅南土蔵	平成二十七年文部科学省告示第百八十一号	愛知県知多郡武豊町字上ケ二
三井家住宅北土蔵	平成二十七年文部科学省告示第百八十一号	愛知県知多郡武豊町字上ケ二
三井家住宅表門	平成二十七年文部科学省告示第百八十一号	愛知県知多郡武豊町字上ケ二

○文部科学省告示第六十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、令和七年八月六日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年八月六日

文部科学大臣　阿部　俊子

名称	関係告示	所在地
鞍埼灯台	平成三十一年文部科学省告示第五十七号	宮崎県日南市南郷町中村字倉崎七一〇五

○特許庁告示第五号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月六日

特許庁長官　河西　康之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。
一　［略］	一　［略］
二　シンガポール知的所有権庁　二十六万四千円	二　シンガポール知的所有権庁　二十五万四千八百円
三　［略］	三　［略］

附　則

1　この告示は、令和七年九月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百八十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月六日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東九州自動車道	宮崎市大字生目字池ノ内三六七一番一から同市清武町大字船引字立神二二〇九番一まで	令和七年八月七日六時

○国土交通省告示第七百九十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北関東自動車道	太田市上強戸町一二六六番二	前	最大 五四 最小 四九	五三
		後	最大 五四 最小 四九	

○国土交通省告示第七百九十一号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
7KOY	144553	飛鳥ＩＩＩ	令和7. 5. 7
7KQO	144769	KURIKOMA	7. 5. 7
JD5507	144880	海玲丸	7. 5. 12
JD5535	144919	第二十六親力丸	7. 5. 12
JD5538	144928	ＴＡＩＹＯ	7. 5. 13
7KQP	144770	ＧＥＮＴＡ　ＭＡＲＵ	7. 5. 14
7KQT	144791	愛知丸	7. 5. 15
7KHB	143829	ＯＮＥ　ＭＡＸＩＭ	7. 5. 16
7KRM	144845	第三十八日昇丸	7. 5. 16
7KRV	144871	ＳＯＬ　ＥＸＰＬＯＲＥＲ	7. 5. 19
JD3683	142170	第五十三栄宝丸	7. 5. 21
JD5516	144894	そうめい	7. 5. 21
JD5551	144948	ＺＬＣ凪神丸	7. 5. 22
JD5531	144914	正清	7. 5. 23
7KSX	144950	ＯＮＥ　ＭＡＪＥＳＴＹ	7. 5. 28
JD5490	144855	第五十五冨美丸	7. 5. 28
JD5544	144938	東華丸	7. 5. 28
7KSS	144925	ＯＮＥ　ＭＡＴＲＩＸ	7. 5. 29
JD5471	144825	大和	7. 6. 2
JD5554	144956	明鶴	7. 6. 2
JD5523	144903	双葉丸	7. 6. 6
7KSB	144897	はまかぜ	7. 6. 9
JD5550	144947	新生丸	7. 6. 10
7KRO	144852	白山丸	7. 6. 11
JD2839	140893	さかい	7. 6. 11
JD5446	144788	さんふらわあ　びりか	7. 6. 13
JD5534	144918	聖白	7. 6. 17
JD5521	144901	泉寿丸	7. 6. 23
JD5532	144916	竜王	7. 6. 23
7KSP	144922	ＯＮＥ　ＨＥＬＳＩＮＫＩ	7. 6. 25
JD5493	144861	第二十七浜吉丸	7. 6. 26
JD5530	144913	第二十八浜吉丸	7. 6. 26
JD5568	144972	第七清寿	7. 6. 26

○国土交通省告示第七百九十二号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
JAYU	129786	もとうら	令和7. 5. 1
JH2697	119858	第八海勢丸	7. 5. 1
JM6714	136865	第十二晶恵丸	7. 5. 2
JMSH	130744	第十一太陽丸	7. 5. 7
JRRF	130931	第三明神丸	7. 5. 8
JM5978	130480	第二昇運丸	7. 5. 8
JK5579	136119	白風丸	7. 5. 9
JG5323	134962	はたかぜ	7. 5. 13
JM5900	132584	第二龍王丸	7. 5. 13
JK5156	132566	おれんじまーきゅりー	7. 5. 14

ＪＥＺＲ	131494	第三十八高豊丸	7. 5. 16
ＪＧ5055	132843	北辰丸	7. 5. 16
ＪＭ4109	120819	旭丸	7. 5. 19
ＪＭ4111	120821	第三旭丸	7. 5. 19
ＪＤ2568	140683	第3004いかり丸	7. 5. 21
ＪＭ3543	116953	かもめ丸	7. 5. 21
ＪＫ5479	134793	東央丸	7. 5. 22
ＪＤ2283	140354	鶴明丸	7. 5. 23
ＪＤ2100	140159	風神丸	7. 5. 26
ＪＤ2112	140172	三泰丸	7. 5. 27
ＪＥ3073	130533	うとう丸	7. 5. 27
ＪＬ6377	135061	第十八長栄丸	7. 5. 27
ＪＲＳＪ	131914	第三十一岬洋丸	7. 5. 28
ＪＰＴＸ	137173	エネルギーフロンティア	7. 5. 29
ＪＬ6479	135514	第七十八親力丸	7. 5. 29
ＪＥ3090	132241	第三源栄丸	7. 6. 2
ＪＧ5558	136954	あらた	7. 6. 3
ＪＥＱＥ	127688	ふそう	7. 6. 4
ＪＭ6068	132626	第三十一勝丸	7. 6. 4
ＪＣＳＩ	130306	第十五東栄丸	7. 6. 5
ＪＦＺＱ	131101	第六東栄丸	7. 6. 5
ＪＫ4900	131784	さんよう	7. 6. 5
７ＪＱＶ	142105	ＢＲＩＬＬＩＡＮＴ ＡＤＶＡＮＣＥ	7. 6. 10
ＪＨ3380	134428	第二藤成丸	7. 6. 10

○国土交通省告示第七百九十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年七月十八日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5825号	膨脹式救命いかだ	ＦＲＮ－ＳＮ－６Ｊ型	藤倉コンポジット株式会社	東京都品川区西五反田八丁目４番13号五反田ＪＰビルディング
第5826号	〃	ＦＲＮ－ＳＮ－10Ｊ型	〃	〃
第5827号	〃	ＦＲＮ－ＳＮ－15Ｊ型	〃	〃
第5828号	〃	ＦＲＮ－ＳＮ－20Ｊ型	〃	〃
第5829号	〃	ＦＲＮ－ＳＮ－25Ｊ型	〃	〃

ＪＭ6631	136839	翔鶴	7. 6. 10
ＪＪ3672	129258	第五昭栄丸	7. 6. 12
ＪＧ5609	136961	泉翔	7. 6. 17
ＪＫ4720	129623	フェリーロザリオ	7. 6. 17
ＪＫ5492	134756	第三大共丸	7. 6. 18
ＪＭ6604	136823	明山丸	7. 6. 18
ＪＧ5257	134005	第七まこと丸	7. 6. 20
ＪＧ5427	135211	ひなぎく	7. 6. 23
７ＫＬＸ	144282	ＱＵＥＥＮ ＢＥＴＬＥ	7. 6. 24
ＪＨ3465	135665	マリック	7. 6. 24
ＪＧ5150	133722	第五青峰山丸	7. 6. 30
ＪＫ4813	125849	第二十五都丸	7. 6. 30

○国土交通省告示第七百九十三号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
Ａ241310033	平成６．８．５	132190	第151勝運丸
Ａ05111206	17．11．30	133289	第八十八欣栄丸
Ａ131013009	25．６．20	128556	第五慶翔丸
Ａ231311072	令和５．８．３	141061	栄進丸

○関東地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考（キロメートル）
渋川市中村字久保田一二九番五から同市白井字北中道二三八四番一まで	前	Ａ　二〇・二七～一七・四二　一一四・六五　四・一三三	上記Ａ・Ｂ及びＣは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		Ｂ　一六・〇九～一〇九・一〇　三六・〇六　一・八〇六	
	後	Ａ　二〇・二七～一七・四二　一一四・六五　四・一三三	
		Ｂ　一六・〇九～一〇九・一〇　三六・〇六　一・八〇六	
		Ｃ　一七・四二～一六・〇九　三六・〇六　〇・九五八	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	渋川市金井字戸神一四七二番二七から同市金井字逆川一五一八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月六日

○関東地方整備局告示第百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

令和七年八月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

別表の指定番号七の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。

○関東地方整備局告示第百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

令和七年八月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。

○近畿地方整備局告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業三・四・二百十一―十号茨木寝屋川線

三　事業施行期間　自令和七年八月六日至令和二十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府茨木市大住町、戸伏町、末広町、中村町及び寺田町地内

使用の部分　大阪府茨木市戸伏町地内

国会事項

衆議院

会議

八月五日（火曜日）　午後一時　本会議

参議院

会議

八月五日（火曜日）午後二時三十分　本会議

議案送付（予備審査）

八月四日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

障害のあるこどもに係る公的給付の所得制限の撤廃のために早急に講ずべき措置に関する法律案（浜口誠外一名発議）

質問主意書提出

八月四日議員から次の質問主意書が提出された。

老齢労働者及び老齢事業主の窮状に鑑みた基礎年金早期引上げの必要性に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第一五号）

記入済みの投票用紙をＳＮＳ上に投稿することの是非に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一六号）

パレスチナを国家として承認することに関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一七号）

外国人及び外国系法人による土地取得規制に関する質問主意書（松田学提出）（第一八号）

我が国の領土保全を脅かす中国海警船舶の接続水域長期巡航への対応に関する質問主意書（松田学提出）（第一九号）

人事異動

宮内庁

（長官官房秘書課長）内閣府事務官　藤田　雅史

長官官房秘書課調査企画室長事務取扱を免ずる

（長官官房参事官）同　金子雄樹彦

長官官房秘書課調査企画室長事務取扱を命ずる（以上八月四日）

復興庁

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　山崎　速人

復興事務官（統括官付参事官）に転任させる

（統括官付参事官）復興事務官　児玉　泰明

内閣府に出向させる（以上八月一日）

法務省

（東京地方検察庁検事）検事（那覇地方検察庁検事兼福岡高等検察庁那覇支部検事）同　荒木真希子　久岡　修平

辞職を承認する（各通）（七月三十一日）

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　熊澤　啓介

法務省大臣官房人事課付に併任する

法務省刑事局付の併任を解除する

（東京地方検察庁検事）検事　丸林　絵梨

法務事務官（法務省大臣官房国際課付）に併任する

（東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　小澤　光

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務事務官（法務省大臣官房司法法制部付）に併任する

（東京地方検察庁検事）検事　栗原　一紘

法務省刑事局参事官に充てる

（東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　北村　規哲

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務事務官（法務省刑事局付）に併任する

（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）検事　池田　美穂

法務事務官（法務省訟務局付）に併任する

東京地方検察庁検事の併任を解除する

（東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　関根　澄子

検事一級（東京高等検察庁検事）に任命する

（東京地方検察庁検事兼法務省訟務局付）検事兼法務事務官　渡邊真知子

東京高等検察庁検事に配置換する

東京地方検察庁検事に併任する

法務事務官（法務省訟務局付）の併任を解除する

（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房秘書課付）同　関根　將弘

法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）の併任を解除する

（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房人事課付）同　山内真理子

法務事務官（法務省大臣官房人事課付）の併任を解除する

（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房国際課付）同　貝淵　瞳

法務事務官（法務省大臣官房国際課付）の併任を解除する

（東京地方検察庁検事兼法務省民事局付）同　廣瀬　仁貴

法務事務官（法務省民事局付）の併任を解除する

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局参事官）検事　中野　浩一

法務省刑事局参事官に充てることを解く　三田村朝子

東京地方検察庁検事に配置換する

東京地方検察庁検事の併任を解除する

（東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　山根　直輝

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）検事　瀧聞　俊朗

横浜地方検察庁検事に配置換する

東京地方検察庁検事の併任を解除する

（東京地方検察庁検事）同　柴田　啓太

公正取引委員会に出向させる

東京地方検察庁検事に併任する

（前橋地方検察庁検事）同　筒井　督雄

厚生労働省に出向させる

東京地方検察庁検事に併任する

（横浜地方検察庁検事）同　町田　聡

辞職を承認する（以上八月一日）

（東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　大久保紘季

（東京地方裁判所判事補兼横浜家庭裁判所判事補兼横浜簡易裁判所判事）同　重田　裕之

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務事務官（法務省民事局付）に併任する（各通）（八月四日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　岩井　直幸

東京高等裁判所判事に補する

知的財産高等裁判所勤務を命ずる

東京簡易裁判所判事に補する

福岡簡易裁判所判事　福田誠二郎

諫早簡易裁判所判事に補する

最高裁判所判事宇賀克也付秘書官　尾山　雄次

最高裁判所判事沖野眞已付秘書官を命ずる（以上七月二十四日）

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　遠藤謙太郎

最高裁判所事務総局総務局第二課長を免ずる

大阪高等裁判所判事に補する

大阪簡易裁判所判事に補する

大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　直江　泰輝

東京地方裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局総務局第二課長を命ずる

東京簡易裁判所判事に補する

静岡地方裁判所判事補兼静岡家庭裁判所判事補・静岡簡易裁判所判事　石井　みよ

東京地方裁判所判事補に補する

東京簡易裁判所判事に補する

大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事　手嶋　悠生

長野家庭裁判所判事補に補する

長野家庭裁判所上田支部勤務を命ずる

兼ねて長野地方裁判所判事補に補する

長野地方裁判所上田支部勤務を命ずる

上田簡易裁判所判事に補する（以上七月二十五日）

○定年退官

簡易裁判所判事川崎覚は七月二十三日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

従六位に叙する（各通）
田**邉**　信介
依田　光彌
前田　道雄
今井　桂
未吉　重保
田中　一典
船場　幸吉
若林　光義

正七位に叙する
池田　洋
安田　邦雄
伊堂寺　操
名島　義文
田中　道春
田**邉**　信介
小林　克己
渡**邉**　美夫
倉光　淨晃
新藤マスヱ
中西　恒博
錦織　吉彦
日野　秀一
石橋　信義
大久保禎二
西　武美
吉井　澄雄
内藤　年伸
福家　義晴
山本　達也
深野　哲也
山本　敏正
桂　太郎
白木　利幸
萩原　俊幸
安部　俊三
多田羅　貢
小林　克己
久充
渡**邉**　美夫
石橋　信義
野尻甚太郎
佐々木　浩
半田　仁

従七位に叙する（各通）（以上七月二日）
佐々木　浩

従七位に叙する（各通）（以上七月一日）
多田羅　貢

従七位に叙する（各通）（以上六月三十日）
小林　克己

従五位に叙する
今井　崇　金城　永眞
栗原　三郎　下山　壽
三輪　祐司
足立　英俊
勝山　尚夫　菊池　英雄
土屋　道夫　成田　勉
福家　義晴　和田　隆義
北畠　盛喜　田中　道春
竹内　昇
（北海道妹背牛町長）
田村　範雄
山路　冨次
浅井由喜子　新井　和秀
小田鹿津兒　北野　敏彦
（愛媛大学名誉教授）
（愛媛大学名誉教授）
（佐賀大学名誉教授）
（愛媛大学名誉教授）
伊藤　豪　佐々木康雄
野尻甚太郎　横田　雄司
内藤　年伸
久連山俊雄
濱嵜　良隆
堀之内　弘　宮田　新介
久木田清文　深野　哲也
青木惠一郎　香川　愼吾
（群馬県富岡甘楽広域市町村圏
振興整備組合消防司令）
萩原　俊幸
（北海道妹背牛町長）
田中　一典
安部　俊三
名島　義文
伊堂寺　操
田中　道春
田**邉**　信介
多田羅　貢
石橋　信義
野尻甚太郎
内藤　年伸
福家　義晴
山本　達也
久木田清文
伊草　稔
桂　太郎
半田　仁

正七位に叙する（各通）
山本　敏正

正七位に叙する（各通）（七月四日）
（群馬県富岡甘楽広域市町村圏
振興整備組合消防司令）

正七位に叙する（七月五日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（以上六月三十日）

旭日単光章を授ける（七月二日）
（愛媛大学名誉教授）

旭日双光章を授ける
（北海道妹背牛町長）

瑞宝小綬章を授ける
池田　洋

瑞宝中綬章を授ける

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月三十日）
小林　克己
林田　久充
渡**邉**　美夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
須田　貢一
錦織　吉彦
弥永　光夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月一日）

瑞宝小綬章を授ける
足立　英俊
堀之内　弘

瑞宝双光章を授ける（各通）
内野　三郎
勝山　尚夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二日）

瑞宝双光章を授ける
桂　太郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三日）

瑞宝双光章を授ける
（群馬県富岡甘楽広域市町村圏
振興整備組合消防司令）

瑞宝単光章を授ける（以上七月五日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、八月一日午後一時四十二分御出門、第二百十八回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同二時二十分還幸になった。

行啓

皇后陛下は、七月三十一日午後一時三十四分御出門、第五十回フローレンス・ナイチンゲール記章授与式に御臨席のため、東京プリンスホテル（港区）へ行啓、同四時二十一分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免許講習実施機関の名称　福岡県立水産高等学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）校長　古閑　長彦

（変更後）校長　江口　将生

三　変更年月日　令和七年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　福岡県立水産高等学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）校長　古閑　長彦

（変更後）校長　江口　将生

三　変更年月日　令和七年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　神奈川県立海洋科学高等学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）石垣　隆

（変更後）本名隆一郎

三　変更年月日　令和七年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　青森県立八戸水産高等学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）中川　伸吾

（変更後）畑井　和人

三　変更年月日　令和七年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免許講習実施機関の名称　青森県立八戸水産高等学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）中川　伸吾

（変更後）畑井　和人

三　変更年月日　令和七年四月一日

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	九号
㈢ 占用を制限する区域	福知山市字上小田小字八幡一六八四番一地内 福知山市三和町菟原下小字柏田八一二八番二地内
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和七年八月二十七日
㈦ 図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

直轄災害復旧事業の完了公告

下記に掲げる直轄災害復旧事業は、令和７年６月26日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和７年８月６日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

令和５年発生　直轄災害復旧事業　筑後川下流（佐賀）地区

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告
公示催告
失踪に関する届出の催告
失踪宣告

除権決定

破産手続開始

失踪宣告取消

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始及び破産手続廃止

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１号
奈良県橿原市小槻町277番地の28
清算株式会社　株式会社西平観光晃車
1　決定年月日　令和７年７月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
奈良地方裁判所葛城支部

特別清算協定認可

令和４年（ヒ）第１００２号
千葉県習志野市鷺沼２丁目９番50―318号
清算株式会社　株式会社ＣＡＰＳ
代表清算人　一谷　朋之
1　決定年月日　令和７年７月18日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額及び遅延損害金につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
千葉地方裁判所民事第４部

令和４年（ヒ）第１００３号
千葉県習志野市鷺沼２丁目９番50―318号
清算株式会社　株式会社コスモ印刷
代表清算人　一谷　朋之
1　決定年月日　令和７年７月18日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、この手続が終結して確定したときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額及び遅延損害金につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
千葉地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第１号
富山市掛尾町500番地
清算株式会社　ＴＣＳ株式会社
代表清算人　安井　　豊
1　決定年月日　令和７年７月16日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
清算株式会社ＴＣＳ株式会社（以下「ＴＣＳ」という。）は、協定債権のうち特別清算開始命令日以後の利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切捨てる。

第２　一般債権及び関連会社債権
１　定義
⑴　一般債権
一般債権とは、協定債権のうち、本項第⑵に定める劣後債権、本項第⑶に定める関連会社債権、開始命令日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
⑵　劣後債権
劣後債権とは、協定債権のうち、株式会社北陸銀行が有する劣後特約付債権をいう。
⑶　関連会社債権
協定債権のうち、清算株式会社株式会社ＴＲＳ（以下「ＴＲＳ」という。）がＴＣＳに対して有する債権を関連会社債権という。
２　弁済及び免除
⑴　弁済原資
ＴＣＳ及びＴＲＳ（以下総称して「清算株式会社ら」という。）が保有する現預金の合計額から、清算株式会社らの清算結了までに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社らに対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社らに対する費用請求権の合計額を控除した残額を、清算株式会社らの弁済原資とする。
⑵　弁済
ア　関連会社債権に対する弁済
ＴＣＳは、関連会社債権に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、関連会社債権のうち828,610円を弁済する。
イ　一般債権者に対する弁済
ＴＣＳは、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、弁済原資5,276,139円を別紙「債権額一覧表」記載の債権額に応じて按分して弁済する（１円未満切捨て）。
⑶　免除
ア　関連会社債権に関する免除
ＴＲＳは、本項第⑵アに基づく弁済を受けたときは、ＴＣＳに対し、当該関連会社債権から当該弁済額を控除した残額につき、当該弁済時にその債務を免除する。
イ　一般債権に関する免除
一般債権者は、本項第⑵イに基づく弁済を受けたときは、ＴＣＳに対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、当該弁済時にその債務を免除する。
ウ　劣後債権に関する免除
株式会社北陸銀行は、本協定の認可決定が確定した時に、その債務を全額免除する。
⑷　新たな財産が発見された場合の追加弁済
ア　本項第⑵の弁済の後、ＴＣＳに新たな財産が発見されたときは、ＴＣＳは、これを速やかに換価し、一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存在する場合は、当該残額を別紙「債権額一覧表」記載の債権額に応じて按分して弁済する。
イ　本項第⑷アによる弁済を行った場合は、本項第⑶イに基づく免除は、当該追加弁済額を限度として本項第⑵イに基づく弁済時に遡って効力を失う。
（別紙省略）

以上
富山地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２号
富山市掛尾町500番地
清算株式会社　株式会社ＴＲＳ
代表清算人　安井　　豊
１　決定年月日　令和７年７月16日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
清算株式会社株式会社ＴＲＳ（以下「ＴＲＳ」という。）は、協定債権のうち特別清算開始命令日以後の利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切捨てる。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち開始命令日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済原資
ＴＲＳ及び清算株式会社ＴＣＳ株式会社（以下「ＴＣＳ」といい、両社を総称するときは「清算株式会社ら」という。）が保有する現預金の合計額から、清算株式会社らの清算結了までに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社らに対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社らに対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資とする。
⑵　弁済
ＴＲＳは、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、弁済原資493,860円を別紙「債権額一覧表」記載の債権額に応じて按分して弁済する（１円未満切捨て）
⑶　免除
一般債権者は、本項第⑵に基づく弁済を受けたときは、ＴＲＳに対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、当該弁済時にその債務を免除する。
⑷　新たな財産が発見された場合の追加弁済
ア　本項第⑵の弁済の後、ＴＲＳに新たな財産が発見されたときは、ＴＲＳは、これを速やかに換価し、一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存在する場合は、当該残額を別紙「債権額一覧表」記載の債権額に応じて按分して弁済する。
イ　本項第⑷アによる弁済を行った場合は、本項第⑶に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として本項第⑵に基づく弁済時に遡って効力を失う。
（別紙省略）

以上
富山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する中日メディアプリンツ株式会社（住所愛知県名古屋市北区辻町二丁目一番三号）に対して当社の新聞印刷事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年六月十三日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　中日新聞（朝刊）

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　六頁

令和七年八月六日

愛知県名古屋市北区金城四丁目三番一九号

中日高速オフセット印刷株式会社

代表取締役　加藤　惠三

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社エアテックとし、効力発生日は令和七年九月九日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

札幌市厚別区厚別中央一条二丁目五―一四

合同会社エアテック

代表社員　張　波

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

埼玉県狭山市大字南入曽二七九番地の五

合同会社泉仮設工業

代表社員　泉山　知恵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

東京都渋谷区神泉町二〇番二一号クロスシー渋谷神泉ビル　KUROGO合同会社

代表社員　江口　卓磨

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

東京都新宿区新宿五丁目一八番二〇号ルックハイツ新宿八〇三号

ブラックパイン合同会社

代表社員　前田　篤志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

東京都江戸川区東篠崎二―三―一―九一六

合同会社ドラゴンフライズエステート

代表社員　レー・ティ・クック

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

東京都渋谷区広尾二丁目一四番一号

合同会社大和屋

代表社員　矢部　伸治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二F

ＡＬＩＶＩＯ合同会社

代表社員　田中　雄治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

東京都品川区西五反田二丁目一四番一三号二階

合同会社ヴィータ

代表社員　鈴木　健治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

石川県白山市森島町う五五番地九

合同会社ブッシュ

代表社員　大薮　雅史

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社アドビジネスセンターとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

石川県金沢市鞍月四丁目二四番地

協同組合アドビジネスセンター

代表理事　田中　尚人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月十六日であり、組織変更後の商号は西松土地開発株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

愛知県清須市春日江先二二番地

西松土地開発合資会社

代表社員　西松　政雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｍ・Ｙ・ＷＯＯＤとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

神戸市長田区苅藻島町三丁目七〇番二号

合同会社Ｍ・Ｙ・ＷＯＯＤ

代表社員　芳川　悦子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

兵庫県明石市大久保町西島三五九番地

合資会社魚住製菓

代表社員　上村　豊

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

兵庫県尼崎市南武庫之荘九丁目一八番二一号

合同会社リガーレ

代表社員　兼田　和美

組織変更公告

当組合は、令和七年四月八日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年八月六日

島根県安来市安来町八五六番地

農事組合法人安来組合

理事　**今田　茂治**

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

福岡市博多区博多駅前二丁目一九番一七号
トーカン博多第五ビル三一二号室
ｍｏｔｗａｔ合同会社
代表社員　森藤　貴之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五千万円減少し二百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年七月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和七年九月八日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　六十六頁（号外第七十二号）

令和七年八月六日

北海道恵庭市戸磯五七三番地一九
ユニマイクロンジャパン株式会社
代表取締役　李　長明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月六日

兵庫県明石市大久保町森田一五五番地の一九
株式会社真英住建
代表取締役　穐原　大崇

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六六〇〇万円、資本準備金の額を一億三五〇〇万円、利益準備金の額を六〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月七日
掲載頁　四十七頁（号外第一〇一号）

令和七年八月六日

北海道虻田郡ニセコ町字元町四三六番地二
株式会社ルピシア販売
代表取締役　水口　博喜

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止する事に致しましたので公告します。尚、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月六日

東京都千代田区神田佐久間町二丁目二四番地
株式会社ビークオリティ
代表取締役　吉川　明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月六日

愛知県名古屋市港区入船二丁目四番六号
株式会社空見コンテナセンター
代表取締役　池原　修

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月六日

滋賀県長浜市加納町三九四番地
株式会社明豊建設
代表取締役　山田　浩之

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/ir/s08574-9qen5/

令和七年八月六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
Ｎｅｗ　Ｂｒｉｄｇｅ特定目的会社
取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年一月二十日付官報の号外第十号五十六頁に掲載されています。

令和七年八月六日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号
Ｌｕｍｉｎａ　Ⅱ特定目的会社
取締役　長尾　誠

債権申出の公告（第一回）

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、令和七年七月一日、厚生労働大臣により解散の認可があったものとみなされましたので、当基金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月六日

神奈川県川崎市幸区堀川町五八〇番地
ソリッドスクエア西館六階
ゼロ企業年金基金
清算人　酒井　孝明

訂正公告

令和六年四月十七日（号外第九十七号）掲載の第三十三期決算公告（枠組）中、固定資産「8,273,792」とあるは「8,272,792」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月六日

横浜市中区尾上町四丁目七番地
リストデベロップメント株式会社
代表取締役　北見　尚之

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八	四	終りから一一	受験願書	受験申請時
〃	〃	〃	〃	〃
九	一	〃	〃	〃
〃	〃	一八	八四	〃
〃	〃	終りから一九	受験願書	受験申請時
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	二	二～三	に対して簡易書留郵便にて発送する。	にはウェブサイト上に設定する個人ページからダウンロードできることとする。

（原稿誤り）

令和七年七月十五日官庁報告欄国家試験の部（令和七年度旅行業務取扱管理者試験の公示）

（原稿誤り）

令和七年七月十五日掲載の大阪家庭裁判所堺支部に係る令和七年（家）第四一三三号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

（原稿誤り）

七	四	一四	令和７年	令和８年